



第18号
57.2.1



発行者
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口②5975
郵便番号 753

印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口②1712

目次

・新春のごあいさつ	山口地方法務局長 大坪 芳太郎	(2)
・年頭のごあいさつ	会長 三好 敏夫	(2)
・年頭における一期一会	副会長 中原範雄	(3)
・地名のたのしみ	下関支部 前田博司	(4)
・本部だより 合同部会支部長会開催		(6)
・中国ブロック協議会合同部会開催		(8)
・合格おめでとうございます		(10)
・お知らせ		(11)
・おわび		(12)

功山寺 (下関市)



新春のごあいさつ



山口地方議事長

大坪 芳太郎

新年あけましておめでとうございます。山口県の会員の方々には、心からおめでたし申しあげます。

山口県の会員の方々には、心からおめでたし申しあげます。

山口県の会員の方々には、心からおめでたし申しあげます。

本年も、表示書記行改の改善を図るための諸事業の推進をめぐる議員は依然として厳しいものがありますが、三島幹事長における議事の不振傷、いわゆる地元化

議事の実現、実地調査は御理解を賜り、感謝を表す。なお多くの問題を抱えつつも、会員の皆さんは真摯な努力と協力により、委員・内閣な運営を図ることになりましたと喜んでいます。とりわけ、県下の地域整備を一層促進するため、国土交通省の積極的支援方針が踏み出された年であるました。

本年は、また、表示書記行改の会員の方々が踏み出された年であるました。一方、わが国経済は、輸出が伸び、内閣の政策を実現するため、国土交通省の積極的支援方針が踏み出された年であるました。

本年は、また、表示書記行改の会員の方々が踏み出された年であるました。一方、わが国経済は、輸出が伸び、内閣の政策を実現するため、国土交通省の積極的支援方針が踏み出された年であるました。

年頭のごあいさつ

三好 威 夫

新年あけましておめでとうございます。

新年あけましておめでとうございます。

新年あけましておめでとうございます。山口県の会員の方々には、心からおめでたし申しあげます。

新年あけましておめでとうございます。山口県の会員の方々には、心からおめでたし申しあげます。

新年あけましておめでとうございます。山口県の会員の方々には、心からおめでたし申しあげます。

新年あけましておめでとうございます。山口県の会員の方々には、心からおめでたし申しあげます。

新年あけましておめでとうございます。山口県の会員の方々には、心からおめでたし申しあげます。

新年あけましておめでとうございます。

新年あけましておめでとうございます。

第13号

山口県議会議員

山口県議会議員

で精度を競う時を経てトランシットを駆使出来なければ業務が出来ない時代となつた。

コンピューター、光波測量機、自動図画機、何れも高度な知識を持つて使用する機械であつて設備費用も高価なものである。機械器具に振り廻される時代となつた。早い時期に事務所の合同化を真剣に考へるようになると思う。一千万人が三千万人に膨れあがつたと言う不動産所有者の権利意識が異常に強くなつて来た。

不動産を特定することが所有者を安心させる唯一の手段である。調査士は豊かな知識と経験を駆使して不動産を特定する技術を開発していかなければならない。

山口県には山林部に地図がない。不動産に関する権利者の信頼を博す為に行政官庁に働きかけて、地図の完備を早期に実現しなければならない。登記簿表題部と現況が一致して

いるという公証制度を調査士が行わなければならぬ。そのことによつて不動産の取引が安心して行われるようになるからである。

日本の経済が地固めの時に当り調査士会も地固めを行つて、明日の飛躍に備えなければならない。それに

は会員各自が業務的に経済的に力を内蔵して頂き度い。会員が一致團結することが今日程必要な時はない。

日調連は五十六年度五十七年度予定目標として公職受託法人化に取り組むが、法人を設立したら公職登記受託が一気に解決出来るものではない。

会と会員が努力とアイデアをもつて地道に業務を拡張するより手はない。

登記一家の中における調査士の重要な役割を自覚して研鑽することが登記一家が國民に信頼される所以である。昭和五十七年は全国的に好い年であり、調査士も恵まれる年であるよう祈ります。

古くから我が家に在った模様入りの赤間碁に墨は私がおろした。

「一期一会」の四文字を書き終えると更に「転福為福」の一枚を書き、筆を置くと微かに恥らいの笑みを浮べながら嬉しそうに、私と顔を合せ

年頭における一期一会

副会長 中原範雄

毎年正月を迎えると「一期一会」という筆書の四文字を思い出す。父

が急死する二、三日前私にと書いてくれた最後の二枚の中の一枚である。波瀾の生涯を歩いた父の心満ち足りた心境を象徴する書である。

古くから我が家に在った模様入りの赤間碁に墨は私がおろした。

古くから我が家に在った模様入りの赤間碁に墨は私がおろした。

「一期一会」の四文字を書き終えると更に「転福為福」の一枚を書き、筆を置くと微かに恥らいの笑みを浮べながら嬉しそうに、私と顔を合せ

た。その夜、父と私は夜遅くまで二人で酒を飲み人生を話し合つた。昭和二十五年正月の、父と私の男世帯の松の内の夜のことである。

その時私の母は既に一八年前他界してしまつた。

昭和二十五年正月の、父と私の男世帯の松の内の夜のことである。

度限りの仕事である、との心構えで対処するとき自づからその運用の明るい道は得来に拓がりを見るのではあるまい。

測量技術はコンピューター等の導入により著しく発達向上し、これ等を駆使する会員にこの面では言うことはないが若い会員の中には受託事件全般の処理、並に生活面に於て、今日のこの一事が、自己の生涯の中で唯の一度しか巡り合うことのできない貴重な一事である、故にこれに對し自己の最善を尽し眞面目に取組むという姿勢努力に欠ける会員もあることは否定できない。

昭和五八年は会員共々「一期一会」の謙虚な心ですべてに努力を積み重ねることを年頭に於ける念願とした。

が然し「一期一会」の心境に至り始めて悔い多き人生でありながら、そこに始めて心豊たかな父と私の対座であったと思う。

土地家屋調査士の業務、それが、毎日毎日が真剣勝負であり「一期一会」の気持をもつてする連続業務に外ならぬ厳しいものである。常に満点の仕事を求められ、又それを求め故に理解のない周囲に烈しい憤りを覚えることはしばしばのことである。

土地建物実施要領・土地建物実施調査要領・これ等を土地家屋調査士の業務遂行可能な年令的期間を想定して、一つ一つの受託事件が自分の土地家屋調査士生活生涯に唯一の一



地名のたのしみ(3)

峠を越えて

下関市 前田博司

下関市の大字大坂に「小いとふ」とか、唐ぼう志・とか言う変った名

の小字があった。

いずれも住居表示実施に伴なう町名変更で、その名は失なわれてしまつたが、なぜそのような呼称なのか

気になっていた。

やがて同じく大字閑後地村にも東方司という小字があり「下関市史」には「文永から弘安にかけて蒙古の来攻にそなえて北浦一帯に唐防司がおかれて市内にも武久・大坪・本町などにおかれだが、東方司は唐防司が変じたものであろう」と記されていことを知った。

なるほど、唐防司がなまつたものかと一応納得はしたもの、その所在地がどうも村はずれの頃斜地にあることが気になった。唐防司がそこに置かれたのならば、そうした官庁を置くに適当な平地にこの地名があつてしまかるべきだし、あるいはその役職のための給田ならば、耕作に適した土地でなければならぬのにもかかわらず、こうした役割に不向きな場所に、唐ぼう志・や・東方司・

は位置しているのである。

その後大字幡生にもトウホウシという小字があり、豊北町の麓部にも東法師という地名があつていそれも似通った事例であることを知った。そして「豊浦藩浦明細書」という幕末近くの文献に幡生村にはぼうしが浴とあるところから、この地名はトウとボウシに分けて解釈すべきではないかと考えたのである。

鏡味完二の「日本の地名」に、

ト一 (1)峠 (2)尾根・山頂

ボージ (1)境界標 (2)部落 (3)小平地

とあることから、ト一にあるボージつまり時に設けられた境界のしるしというのが、トーボージの由来であ

り、この本来の意味が失なわれてしまつて、いつしか適当な当字がされ

て、東方司とか、東法師、藤法師、

頭千などの地名になつたものだろう。

柳田国男の「地名の研究」に「タ

ワ・タオ・トウ」というのは山峠続

の中で、両側の谷の最も深く入りこんで懸のそのために底く残っている

部分、したがって山越えに便なる箇所である」「タワはタオ・トウ・ト

ウゲなどの形で全土に分布してい

る」とある。

鏡味完二はこうした峠の呼称を分類して別図のような「峠名による地域区分図」を作製している。

この図でみると、峠をタワ・タオ

・トウと呼ぶのは中国地方の特徴で

あることがわかる。鏡味完二はこの

図から、峠の名称の発達順序はタワ

の系統が最も古く、ついで越・坂・

峠の順であると解釈している。

梅ヶ峠(大安水田郷)・山口県地

名明細書には模が峠(ウメガタオ)

とあり、同書の大字豊浦村に関峠

(セキダオ)・勝谷に峠(タオ)とあるところから、このあたりではタオと発音していたものであろう。

登尾(トウノヲ)や塔納という地名もタオからトウへ発音が移り変わつた峠の尾根つきの地点を意味していたものと思われる。

この峠を越すあたりに、越峠とい

う地名が名付けられた。下関市内

の山口県全体にわたつて越峠が分布

している。これがなまって、コイトウ

あるいはコエトになり、当字も、越

通、越頭、越當、越門さらには適當

ことなどがある。

この地名は、このあたりではタ

- 1 タワ・タオ・トウ
(峠以外の最多地方)
- 2 越
(同 上)
- 3 岩
(同 上)
- 4 峠
(90 % 以上)



図 峠名による地域分図 鏡味完二作図

恋登・恋間・小糸などの愛しい呼び名となつたり、肥當などと不幹な文字にあてられたりもしている。当初にあげた、大坪の小さいとふはこの越峠の訛った呼称であつたわけである。

山口市の宮野にある恋路という名も、「防長風土注進案」に「越道の里」とあるように、峠を越す所、峠の入口というところからコエヂと呼ばれ、恋路・恋地・恋道などに宛てられたものである。

峠の呼び名き越（コエ）とする事例も多く、脇越・大谷越・藤ヶ谷越など越す場所の名や越して行く先の地名を使った呼称が見受けられる。乗越もまた峠周辺の地名と思われる。

* * *

(1) 鳥越・鳥通

山の鞍部はまたよく鳥越とも呼ばれており、「トリゴエ 尾根の中で定つて鳥の群の通過する低まつた所の地名」（鏡味完二「日本の地名」）

鳥越あるいは鳥越山という所や、鳥声・取越などと当てられているものもある。

池田末則は、タラリからトオリそしてトリに転じた地形語ではないかというが、県下に通り越えなどという地名も見当らないし、タラからト

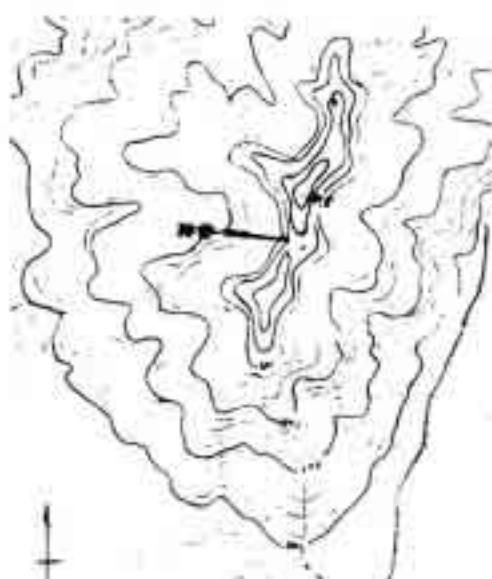
リに転用される必然性にも乏しいよ

うに思われる。

むしろ鳥の群が、鞍部を越してゆく状景はよく目にすることである。

この鳥の群は山の鞍部ばかりでなく、谷あいの通り抜けることができ

る隘路でもよく見かける。



鳥コエ山（下関市安岡）



鳥越山（下関市幡生新野）



鳥通（下関市緑乃）



鳥通（下関市小月）

(2) ミノコシ・ミノハタ

県内に、身の腰・養越といった地名がある。また美ノ越・資越・三ノ越・美濃越・水の越・見残などとも記されている。

ミノは①丘陵地②嶺線・尾根（鏡

本邦で「日本の地名」とあるように、丘陵地を指しており、それも比較的低い丘陵を意味するらしい。このモノを越えるところからモコシという地名が付けられたものと思われる。

山腹の高いところにある畠地をモハタ(美の里・農業)というのも、間接の意味によるものであろう。

(3) オオサカ・モサカ
耕へる田は当然のことながら放牧である。大きい時間ならばオオサカ(大坂)で、近所とあてるのは下關市の長府から拂内へ抜ける古くから知られた跡道であった。

前にも述べたように坂はもとよりそのものを意味したもののように、坂の軒間に火を点めるための神を折ることが多かった。そのため神社敷地を付けて御坂(モサカ)と呼ばれ、これが三番・四番などにあてられて現在も諸所の用語として使われている。蛇にまつわる蛇が者組(ナガの神)の場合は御組(モサカ)などと呼ばれ、神の代りに山車を曳いて私設・公設神などと命名されたりする例も多く見受けられる。

地名を残しながら跡地が少しくらい頭が見えるところにまで至ったようだ。青石敷石ではないが、山道を歩きながら見えたことが何から多い今日このごろではある。

よりだ本部

一月二十三日(月)に就り、中野市(河長算附)に開いて、相模厚生・企画・財務・広報の各組合と支那養金が

同時に開催されました。

各組合員も役に着いてから一年にならうとしているわけですが、五六年の事業計画につきまして、既に審議して来たこと、まだやり残していること等について毎日熱心に討議がなされました。

なお当日は横須賀市の大田支那において経営交流会合が開催され、山口会からは日本財團会長、兼財政部長、平川支那会会長が出席されました。



宇都宮で開催 合同部会・支部長会

二、看板の掲示について
連合会会報二九九号に看板の整備方針が記されているが、不当競争行為、品質保護の点も勘案して山口会としては、大きな手帳(封筒一枚)一枚の範囲内で、会員にアピールすることに決定した。

西・司課会報看板の設計について
前回理事会で西山副会長に一任

されたいたが、長さ五尺、幅八〇

ア、両会誌を並列に表示したものを改め、前面右側に新設する。費

用約三〇万円との想定があるた

め、山口支那会会員の会費賛助申

請について

十二月十九日より山口日赤病院に医病入院中で、休業延長中。



会計取扱原案を決定する。

二、苦情処理委員会規則の制定について

外連からの苦情処理対策として
苦情処理委員会の設置が申請され

ているが、会計取扱原案が適用の件に当たると、開催する委員会規則を拡張することなどに留意の上、西山副会報を日進として西山副会報に一括となれた。



經理部會

田賦志 中原賦役

（五）五七伝承の御朱印として、日向、
・提出元は預金、而村村あてとする
する。

- 移動費を付して会員登録用印があつたので、一月より六ヵ月間、由出を承認し、理事会に報告することにした。

广雅部会

出處考

第三回
一、会場の進行振り

四、土地家屋調査士のピーアーをついて

今井、公職復位の際にも御用書院は公職復位を執筆しているところであるが、公職もこれに用わり、關原吉行に拘し、土地家譜調査士の行う「調査権」の権利の行使を拒否し、用地買収契約記の捺印を拒みた。一方で、調査権行使のためではなく、調査問題の障壁から土地家譜調査士に免任してくれるよう、公職なりのビーアールをす

企画部会

出席者 中京副会長、井尻理事長
管内理事、満田理事

土産等が旅館の上に並び、一通りして、来客者に贈送するもの用の土産を、士産室に置き、土名、電話番号入りのライターを作製販賣する。

（会員登録）

昭和五十七年度の研修会について
は二月一日に各支部の会場の選定の方に協力して顶いたので意見を伺うとする。
（調査研究実施部会の会期上の位置づけについて）

A black and white photograph showing a group of approximately ten people in an indoor setting. They are gathered around a large, round table covered with a light-colored cloth. On the table, there are several items including a large white bowl, a small white cup, and some papers. The people are dressed in casual to semi-formal attire. In the background, there's a bookshelf filled with books and other items, and a window with a dark frame. The lighting is somewhat dim, creating a focused atmosphere on the group at the table.

中国ブロッサク協議会 合同部会開催さる

出席者

副会長	会長
総務厚生部長	新三西細高
経理部長	好本山野杉崎
広報部長	敏雅清晴
他四県から二十二名出席	人夫敏毅雄助

いとむつかしい。

③ 保険制度についても同様である。

④ 特認制度一何年も補助者をしているうち試験を受けて土地家屋調査士会になる者もいるが、なかなか試験を通らない者もある。そういう者の救済方法として特認制度は入れられないかということであるが、大方の会員は反対である。

いずれも今後継続して審議をすることとなった。

(d) 業務の適正報酬額適正運用について

業務については、「調査測量実施要領」に基づき会員を指導しており、報酬額についても「報酬額運用基準」に基づき指導。各会とも適正に運用している。

(e) 各会の情報交換

2 中国ブロッサク協議会顕彰規定について

会長会において、よく審議したい。

3 会明九十八条第二項三号の規定改正について(島根)

変更する必要のある会はそれぞれ変更すればよい。

一、総務部会

- 1 会員指導について
- (i) 補助者制度の確立について

会として補助者に対する指導、監督、福利厚生は考えていかなければならないことである。これを四つの項目に分けると、

- ①補助者の定義付 ②研修制度 ③保険制度の導入 ④特認制度

度が考えられる。

① 補助者の定義付—補助者は、お茶くみから書類の作成、測量補助まで入れると様々であるがそのような中で補助者の定義付をすることはなかなかむずかしく、今すぐといふことはならない。

② 研修制度—各会ともに何らかの形で研修を行っているが、その経費等の支出においても①の補助者の定義付がされな

一、広報部会

- 1 表示登記の日無料登記相談について

各会の表示登記の日の相談所の開設状況、案内方法等の情報交換を行った。

- 2 減速経済時代に対応する広報宣伝活動について(山口)

登記事件数が五五年に引き五六年度も非常に減少してきており、土地家屋調査士の受託件数も落込んできている今日、公共団体登記、一般登記の説教を計らなくてはならない。

登記制度を知らない者、司法書士は知っている土地家屋調査士を知らない者が余りにも多すぎる。

各会員が不当説教にならない範囲において、土地家屋調査士制度、業務内容を宣伝するよう指導するとともに、広報部としても宣伝活動にたゆまぬ努力をするようとする。

なお、このことについては今後とも引き続き検討していく。

3. 各会の情報交換

一、経理部会

1. 中プロ会費について検討

中プロの会費を一人あたり月五〇円値上げすることについて広島会は部長会で了承、山口県は理事会で了承、他の三会も同調の意向であった。

2. 日調連会計規則モデルについて検討

鳥取会—モデル案に基づき制定した
島根会—五七年度実施の予定である
山口会—五七年度複式簿記にし五八年度に検討する。
広島・岡山会—五八年度から検討する。

3. 日調連事務所拡張対策について報告

十一月十二、十三日全国会長会議において、日調連が提出した問題につき、その情況を報告し、その後の経過を報告。

一、厚生部会

1. 各種保険制度について意見交換

退職、損害賠償保険については今後とも検討する。その場合は

費の増額が必要である。

日調連自家共済について未加入会、岡山、島根会の意見を求めたところ岡山会は検討している旨、島根会は日調連指導が前向きでないから全国半数会が加入するまで静観する意向である。補助者に対する保険制度についても意見がなされた。

2. 会員相互の趣味又はレクリエーション体験について

鳥取会から研修旅行について貴重な体験発表があった。
各会とも観賀行事について意を用いている旨発言があった。

一、公共事業部会

1. 公共嘱託登記受託法人化問題について

法務省と連合会で会合をもつていて。各会とも法人化を早期に行いたい。

法人化についての諸問題として①法人の数は②社員の数は
③単独か合同か(司法書士会と)④民法上の社団法人⑤業務
は受託は法人が一作業は会員か⑥責任は個人・指導は法人⑦
時期的に全国統一はむり。

2. 公共嘱託登記の受注促進について

山口県の場合県と契約しているが檢に書いたもとにひとしい。
單位会でピーアールをくりかえし行う。法務局において、公嘱事件についても、一般事件と同様、きびしく対処して欲しい。



合格おめでとうございます

本年度の土地家屋調査士試験の合格者は左記の通りです。

氏名	生年月日	住所
打越充治	昭30・3・18	下関市長府町安養寿七〇四一二
阿部次男	昭24・10・31	小野田市大字有帆八七一番地 有帆団地B-1四
池田幸義	昭29・1・30	大阪市東成区東中本一丁目一五番三五号 中原ハイツ3B1
河崎正則	昭22・1・2	宇部市厚南区長沢
大森正秀	昭24・1・24	柳井市大字新庄二〇番地の五
澤村修一	昭25・4・11	長門市東深川一三五七
藤原淑雄	昭32・10・18	山口市大字下堅小路二七〇番地の一
河内浩己	昭30・10・28	長門市西深川三〇五六番地の二
田代雄三	昭29・1・12	下関市大字前田一九九番地
難波文雄	昭23・11・10	柳井市新市中区

◎昭和五十六年度土地家屋調査士試験受験者数等調

全国	受験申請者数	受験者数	合格者数	合格率
山口	二二二名	一六〇名	一〇名	六・二五%
全国	一七、二二〇名	一一〇八二名	四八〇名	三・九七%

年計報告表の提出はお済みですか！

年計表は一月末日の提出期限となっておりますが、お忘れの方はありませんか、尚「年計表の提出に関する注意事項」（別途送付済）を参照し、不明の点は事務局まで照会してください。

◎地域に調査士事務所の名称を定着させよう。

1m以内

○○ 土地家屋調査士事務所
土地建物調査測量・表示登記

2m以内

○○ 土地家屋調査士事務所
土地建物調査測量・表示登記

2m以内

1m以内

縦型・横型いずれでも可
看板は一枚以内を限度とする。

表紙写真説明

功山寺（曹洞宗）

下関市長府町

今から六百五十年前、後醍醐天皇元応二年の創建で、初め長福寺と言い、臨濟宗であった。

功山寺佛殿は創建当時のもので鎌倉円覚寺の舍利殿と共に鎌倉時代の佛殿であり、国宝に指定されている。境内には吉野桜が多く花見時は見事であり、隣には総合資料館である木将軍・狩野芳崖の遺品が収納されている長府博物館もある。

会務報告(一一一月)



二月一五日(火) 中B会員会(於広島市)
二月二日(火) 五六年度合格証書授与式(於法務局)
一月十九日(火) 法・司・調三者協議会(於法務局)

二月一〇日(木) 公職研究会(於東京都)
二月三日(土) 合同部会・支部長会(於宇都宮市)
二月四日(日) (木) 合同部会・支部長会(於宇都宮市)

行事予定

二月 八日(月)	県用地課との協議会 於司調会館
一二日(金)	中B合同部会 於岡山市
一月 九日(金)	企画部会 於司調会館
一月 一七日(水)	登記課との協議会 於司調会館
一月 一九日(金)	公職委員会 企画委員会
三月 四日(木)	編集委員会 理事会
四月 一日(木)	表示登記の日無料相談

会員異動状況報告

一、入脱会状況

支部	氏名	異動年月日	入・脱会	事務所
徳山	磯村美樹	五六一月一五日	入会	徳山市新町二丁目二四番地
萩	澤村修一	五七一月一四日	入会	長門市東深川一三五七
〃	河内浩巳	五七一月一四日	〃	長門市西深川三〇五六番地の二
下関	大隅宇一	五六二月三〇日	脱会	老令のため

二、その他

支部	氏名	異動年月日	異動事由
山口	渡辺 侃	五六一月一三日	疾病により休業
〃	長富恒夫	五七一月十四日	疾病により休業

編集雑記

本編集担当者が交替してするとき、前任者に編集のあれこれをアドバイスしていただきたつもりでしたが、なかなか身につきません。

今まで原稿が集まらないのに苦労します。昔よく漫画の中では、作家の人が雑誌社の人々に原稿が締切りに間に合わないといってせかされて

いる風景がありました。今後はこれぞとおもった先生に投稿の依頼をしまして、書いてくれるまでくつついではなれません。

本質問コーナーを設けました。第一回目におわびの記事を出すハメになりましたが、くじけず頑張るつもりです。

何でも結構です。どしどしあ寄せください。

おわび

会報やまぐち第一七号の「質問コーナー」に次のとおり追加・訂正します。

つづ込んでおわび致します。

。 「建物図面における建物の形状寸法は柱（又は壁）の中心線を図示する」とあるを「当該建物の側壁（外壁面）を図示する」

参考……登記研究（昭和五三年二

月）三六四号質疑応答五四七一P

七九

。 土地家屋調査士の業務上の測量に関する二角点の利用について右の（答）中（一）の第一様式

（別紙）

第一様式（測量法施行規則第二条関係）

測量機の使用承認申請書	
測量法第二条の規定により下記の通り承認を申請致します。	
昭和 年 月 日	（平） 住所
申請者 氏名	㊞
建設省国土地理院長 殿	
使用目的又は当該測量の概要	
測量地點	
使用期間	
○使用する測量機の種類及び所 在	
×使用する測量機の上位に測量 ×事を許す場合はその所を	
○完成図の縮尺及び名称	
測量計画 機関名	名 称
測量作業 機関名	代表者の氏名
測量受取 機関名	所在地
○成 約 受 領 年 月 日	公私属性 面積出年月日
備 考	

備考 ①×印欄は技術25条、○印欄は技術30条に規定する申請の場合はにのみ記入すること。

②使用方法欄は、測量（地図測量等を含む。）作業の方を詳しく記入すること。

● 用紙の寸法は日本工業規格B5とする。